

「記念物100年」展

「記念物」(文化財保護法)とは、わが国にとって歴史上・学術上価値の高い遺跡、芸術上・観賞上価値の高い名勝地、学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物の総称です。その中でも重要なものが「史跡」「名勝」「天然記念物」に指定されています。

2019年は、「史蹟名勝天然紀念物保存法」が大正8年(1919)に施行されてから100年の節目の年に当たります。「記念物」とは後世に残すべき大切なものであり、保護制度ができてからの100年間、日本の各地で大切に守る努力が行われてきました。

巨大な横穴式石室で有名な石舞台古墳が、実は「特別史跡」に指定されていることをご存知でしょうか。誰もが知っている場所が、実は「文化財保護法」で守られていることは、あまり知られていません。

「史蹟名勝天然紀念物保存法」施行から100年の今年、代表的な「史跡」「名勝」「天然記念物」を紹介し、それらが皆さんの身近にあることを感じていただくとともに、「国民の宝」「地域の宝」として未来に受け継いでいく想いを共有したいと思います。

なお、本パネル展は、文化庁の主催事業である「記念物100年事業」の一環として開催しています。